訪問型サービス重要事項説明書

＿＿＿＿＿＿＿＿様に対するサービスの提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）概要

事　業　者　名　称	竹田市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	大分県竹田市大字会々１６５０番地
法　人　種　別	社会福祉法人
代表者名(職種・氏名)	会長　木　部　眞里子
設　立　年　月　日	平成１７年4月1日
電　話　番　号	０９７４－６３－１５４４
ファックス番号	０９７４－６３－１０５０

２．本事業所の概要

（1）名称等

事業所の名称	ヘルパーステーション竹田
事業名・指定番号	訪問介護事業　（４４７０８００３８６）
所　在　地	竹田市大字会々１６５０番地
管理者の氏名	藤　本　美　和
電　話　番　号	０９７４－６３－１５４５
ファックス番号	０９７４－６３－１５４７
サービス提供地域	竹田市全域

（2）職員体制

職　種	常勤	非常勤	職務内容	合計
管理者 （サービス提供責任者と兼務）	１名	０名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	１名
サービス提供責任者	２名	０名	訪問型サービス計画書の作成・変更・説明等を行うほか、訪問型サービスの利用の申込みに係る調整、利用者の状況の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等竹田市地域包括支援センターとの連携を行い、訪問介護員に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況の把握、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を行い自らも訪問型サービスの提供に当たる。	２名
訪問介護員	０名	２１名	訪問介護員は、訪問型サービス計画に基づき訪問型サービスの提供に当たる。	２１名

３．サービスの内容（介護保険法に基づいて行います）

（１）身体介護に関すること

食事の支援、排泄の支援、衣類着脱の支援、入浴の支援、身体の清拭・洗髪・整容、移動・運動指導・外出支援、通院時の支援、その他必要な支援

（２）生活援助に関すること

調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買物、その他必要な家事、生活・身上・介護に関する相談・助言等の支援。

４．訪問型サービスの利用料金と訪問日時

（１）利用料金

訪問型サービスを利用する場合は、下記の基本料金となります。

但し、訪問型サービスの給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

区分	利用者負担（１割負担）	２割負担 ３割負担
訪問型サービス費（Ⅰ）	１，１７６円 / 月　(週１回程度)	左記の合計金額の２倍･３倍
訪問型サービス費（Ⅱ）	２，３４９円 / 月　(週２回程度)	
訪問型サービス費（Ⅲ）	３，７２７円 / 月　(週２回を超える程度)	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	１ヶ月の基本利用料の総額×13.7% (令和６年６月１日から介護職員等処遇改善加算Ⅲ18.2%)	

※新規利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合「以下（初回）という。」や訪問介護員が初回に訪問型サービスを行った場合は１月につき２００円を加算します。

※利用者負担額は負担割合証によります。

（２）訪問時間は次のとおりです。

サービス提供責任者【　　】

訪問介護員　　【　　】

	曜 日	時 間 帯	内　　容
①	曜日	：　～　：	
②	曜日	：　～　：	
③	曜日	：　～　：	

※上記時間にはサービス提供表の記録時間と、買い物がある場合は買い物の時間が含まれます。

（３）その他の費用

下記の費用は、利用者の負担となります。

交通費 (実施区域外)	事業所の実施地域内は無料。 事業所の通常の実施地域を越えてから１ｋｍごとに２０円。
サービス従業者がサービスを実施するために使用する食材及び日用品・水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者の負担です。	

５．キャンセル料

（１）利用者の都合で、サービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。（ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。）

（２）キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時　　期	キ ャ ン セ ル 料
利用日の前々日まで	無　　料
利用日の前日まで	利用者負担金の　５０％
利用日当日	利用者負担金の１００％

（３）支払い方法

お支払い方法は、口座振替、現金支払いの２通りの中から選べます。

現金での支払いは、毎月１５日までに前月分の請求をいたしますので、１４日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行します。

口座振替は、自動振り替えとなります。利用請求額は翌月２０日に口座振り替え（土曜日、日曜日、祭祝日の場合は翌日）となります。

６．サービスの利用方法

（１）竹田市地域包括支援センター、介護予防支援事業所等より依頼を受けた後、契約を結び介護予防サービス計画に沿った訪問型サービス計画書を作成しサービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

ア．利用者は、事業所に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、７日以上の予告期間をもって通知することとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

イ．次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

Ⅰ．事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合

Ⅱ．事業所が守秘義務に反する等、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

②事業所の都合でサービスを終了する場合

ア．人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、１ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知するとともに、竹田市地域包括支援センター又はその他の保健、医療、福祉サービス機関と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

③自動終了

ア．次の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了します。

Ⅰ．利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院し、３ヶ月経過した場合

Ⅱ．利用者の認定区分が対象外区分（要介護認定又は非該当（自立））と認定され

た場合

Ⅲ．利用者が亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

④その他

ア．事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

イ．利用者が、正当な理由なく利用料を３ヶ月以上滞納し、１０日以上の期間を定めて、料金を支払うように催告したにもかかわらず期間内に滞納料金の全額の支払いがない場合、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

ウ．利用者やご家族の方などが事業所や事業所の訪問介護員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為(パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・モラルハラスメント等）を行った場合は介護予防支援事業所に連絡後、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

エ．天災等で訪問が難しい場合は介護予防支援事業所と連携し相談後、サービスの中止、もしくはサービス内容を変更・縮小して訪問することがあります。また、可能な限り連絡を取る努力をしますが被災状況により通信及び道路の損壊等で移動手段が断たれた際は連絡が取れない事があることをご理解下さい。

７．緊急時の対応方法

（１）サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、医師、救急隊、ご家族、竹田市地域包括支援センター等へ連絡し、必要な処置を講じます。

８．サービスの内容に関する相談や苦情

（１）事業所の相談・苦情担当者

①事業所の訪問型サービスに関するご相談や苦情については下記のとおりです。

電　話　番　号	０９７４－６３－１５４５
担　　当　　者	藤　本　美　和
受　付　時　間	月～金曜日　８時３０分～１７時

（２）福祉サービス運営適正化委員会

①事業所では、地域にお住まいの方を福祉サービス運営適正化委員に選任し、地域住民の立場から事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、事業所への苦情やご意見は「福祉サービス運営適正化委員会」に相談することもできます。

委　員　名	連　絡　先
堀　　正　美	６７－２２５２
野　田　道　人	６７－２２４０
岩　本　　郁	６８－２０２０
志　賀　良　雄	６４－３８００
後　藤　芳　彦	７５－２５１０

（３）その他

①竹田市等の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

竹田市高齢者福祉課	ご利用時間	平日　午前８時３０分～午後５時
	ご利用方法	電話　０９７４－６３－４８０９ 電話で受け付けています
大分県国民健康保険団体連合会	ご利用方法	電話　０９７－５３４－８４７０ 電話で受け付けています

９．虐待防止についての取り組み

（１）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

【虐待防止に関する責任者】　藤本美和

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

１０．その他

（１）利用者が訪問介護員の交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、サービス提供責任者までご相談下さい。

（２）サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

①買い物程度の金銭以外はお預かりしません。

②医療行為はできません。

③訪問型サービスに定められたサービス・支援計画外のサービスは提供致しません。（大掃除・草刈り・利用者本人以外の者のサービス・主として利用者本人が使用する居室等以外の掃除・特別な手間のかかる御節等の料理・酒類、タバコの購入など）

④訪問介護員に対する贈物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させてただきます。

令和＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

訪問型サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者　所在地　竹田市大字玉来１２９９番地２

名　称　社会福祉法人竹田市社会福祉協議会（ヘルパーステーション竹田）

代表者　会　長　　木　部　眞里子　　印

説明者　　印

私は、本書面により、訪問型サービスの事業者から訪問型サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者　住　所　竹田市

氏　名　　印

代理人　住　所

利用者との続柄

氏　名　　印